住所　神奈川県座間市相武台３丁目4774番地43
　于金平　昭和56年８月24日生
住所　横浜市中区大和町１丁目19番地２
　張燦綿　昭和23年７月21日生
住所　神奈川県藤沢市片瀬３丁目７番21号
　黄東暁　昭和34年５月４日生
住所　神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目749番地２
　ハン・ソクアン　昭和56年11月８日生
住所　神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目９番27―308号
　ハン・ソッキム　昭和58年８月31日生
住所　東京都江戸川区平井５丁目53番１―503号
　禹玉玲　昭和51年９月８日生
住所　東京都板橋区富士見町10番５号
　吳順南　昭和27年10月24日生
轰祥元　昭和55年２月29日生
轰知美　昭和56年10月16日生
轰康元　昭和60年６月６日生
住所　東京都杉並区成田東５丁目15番21―406号
　モハメド・サイフル・ラティフ　昭和41年２月８日生
住所　堺市南区宮山台１丁６番10―110号
　曲媛媛　昭和56年10月23日生
住所　東京都江戸川区小松川２丁目３番１―1202号
　楊暁凱　平成２年12月20日生
住所　東京都国分寺市富士本１丁目14番地13
　高飛　昭和56年８月29日生
住所　名古屋市千種区霞ケ丘２丁目５番３―504号
　張翔　昭和57年７月13日生
住所　愛知県瀬戸市城ケ根町47番地130
　成功　昭和32年11月５日生
　崔恵子　昭和34年３月23日生
　成篤紀　昭和57年10月11日生
　成知沙紀　昭和61年５月15日生
　成光陽　平成２年６月４日生

○財務省・農林水産省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十八日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百九十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	東海市浅山二丁目三六四番から同市新宝町三三番まで	平成二十三年十一月十九日十五時

○国土交通省告示第千百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
日本海沿岸東北自動車道	新潟市北区森下字木花五六六番二から同市北区森下字木花五五番三まで	前	最大 八三 最小 二四	一六〇
		後	最大 七八 最小 二四	

○国土交通省告示第千百九十六号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年十一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一の１（１般会計）の表の目の欄中「住宅施設災害復旧事業費補助」の次に「地域住宅交付金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣
第２　事業の種類　一般国道８号改築工事（入善黒部バイパス・富山県黒部市古御堂地内から同市金屋地内まで、黒部市中新地内から同市堀切地内まで、黒部市堀切地内及び富山県魚津市仏田地内から同市仏田字角地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事
第３　起業地
１　収用の部分　富山県黒部市古御堂、古御堂字畑割、金屋、中新、堀切及び堀切字広田地内
　富山県魚津市仏田並びに仏田字宮ノ上、字三田田及び字角地地内
２　使用の部分　富山県黒部市古御堂、古御堂字畑割、金屋、中新及び堀切地内
　富山県魚津市仏田並びに仏田字宮ノ上、字三田田及び字角地地内
第４　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
　申請に係る事業は、富山県下新川郡入善町上野地内から魚津市江口地内までの延長14.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道８号改築工事（入善黒部バイパス）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。